

アジアにおける「子どもの貧困」への支援の国際比較研究—相対的・絶対的貧困を踏まえた「子どもの貧困」ソーシャルワークの展開に関する研究—

研究代表者

日本社会事業大学 教授

藤岡孝志

1 調査研究テーマ

「アジアにおける「子どもの貧困」への支援の国際比較研究—相対的・絶対的貧困を踏まえた「子どもの貧困」ソーシャルワークの展開に関する研究—

2 調査研究

(1) 背景または必要性

子どもの貧困について日本においても大きな課題となっている。おりしも、生活困窮者自立支援法が2015年度から本格的に施行され、改めて多くの自治体で生活困窮家庭に対するソーシャルワークの再検討及び試行錯誤が始まっている。「子どもの貧困」ソーシャルワークの本格的な展開が期待されている。日本の相対的な貧困の算出によると、子ども世帯の貧困割合も13%から16%前後を推移している(2012年の状況 16.3%、2015年の状況 13.9%)。特に、ひとり親世帯の貧困率が5割を超え、母子家庭においては、極めて厳しい状況である。

世界に向けて、貧困問題は、開発途上の国々において長年の大きな課題であり、いまだ解決できていない。飢餓や衛生面での対策、教育機会の不均衡など課題が多い。例えば、本学との研究提携を行っているインドネシア政府社会省による貧困対策として、個人の起業支援としてのマイクロファイナンスを国の施策にあげたり、生活保護による生活支援だけでなく、教育機会の提供にも力を入れ、それを遵守しない保護者に対する厳しい条件を課したりと様々な工夫が行われている。

絶対的な貧困と相対的貧困との論議もある。絶対的な貧困とは、必要最低限の生活水準を維持するための食糧、生活必需品を購入できる所得、消費水準に達していないことなどを意味しており、世界銀行では、一日の所得が1.25アメリカドルを貧困ラインとしている。

「貧困」と一口に言っても、国や地域、文化が違えば、とらえ方も異なる。日本の貧困問題、生活困窮問題を考える際には、常に、このようなグローバルなまなざしが必要となる。また、貧困問題は、社会的排除と社会的包摂というテーマとも深く関わっており、相対的・絶対的貧困の論議は、改めて、社会的排除と包摂の観点から、国際的に検討を深めていくべき課題である。

そして、子どもの貧困の経済的側面のみならず、**経済困窮を理由にダブルワークをして結果として子どもとの時間が取れなくなる**など、「養育者—子ども」の相互性や子どもと親のウェルビーイング、幸せ度(あるいは、幸福度)などからも、国際的

な比較研究に基づく本来の「子どもの貧困」対策を考えなければならない。子どもの幸せ度については、すでに日本ユニセフ協会の報告（2013）によれば、日本では総合で世界6位となっている。しかし、これは、教育的側面と日常生活上のリスクの少なさという点が全体を引き上げているのであって、多くの課題が指摘されている。また、この幸せやウェルビーイングを検討していく中で出てきた観点は、地域において子どもたちを支えるコミュニティの存在である。その「雑居性」ともいえるべき状況は、たとえ貧困の地域においても、生きていく上での幸せや子どもの育ちを保障するしくみを有しているといえる。今回面接をさせていただいた大阪西成地区の「子どもの里」などがその地域での支援、雑居性、支援者の専門性と非専門性の協働などにおいてモデルになると考えられる。これらを踏まえ、本研究では5か国（ネパール、ヴェトナム、シンガポール、インドネシア、マレーシア）の海外面接調査を実施する。また、併せて、日本において「子どもの貧困」問題に関わっているソーシャルワーカー等（大阪西成・子どもの里、東京都内の子ども食堂、〇県等のスクールソーシャルワーカー）に面接調査を実施した。

子どもの貧困が課題となっている地域に対する支援を行っている機関や専門家にインタビュー調査を実施し、各国及び日本における「子どもの貧困」の実態及びその地域に対するソーシャルワーク実践（グッドプラクティス）を明らかにした。

（2）成果の概要

本研究では、まず、相対的な貧困と絶対的な貧困の概念的な関係性の理論検討を行い、グローバルな観点からの貧困に対する対処の検討課題を見出す。そのうえで、貧困家庭支援におけるソーシャルワーク実践活動についての日本及び各国に固有な課題とグローバルな課題を整理し、「子どもの貧困」ソーシャルワークという新たな支援技術、および理論的な背景の再構築を検討した。このように、ソーシャルワークの国際新定義にも取り入れられている「地域固有の知」としての貧困対策・互助・救貧システムの活用をソーシャルワークの中にどう位置づけるのかを検討することは、欧米型の貧困への対処システムとは異なるアジア独自のアジア型ソーシャルワークの探求という本学及び本学の共同研究に長年ご協力いただいていた日本国内外の研究者の方々の継続してきた国際的なミッションを果たすことにもつながると考えられる。日本における「子どもの貧困」対策に対しても、大きなパラダイム変換をもたらす可能性もある。日本の子どもの貧困対策は、子ども食堂、生活困窮家庭への学習支援だけでなく、子どもの人権擁護、養育者である親への支援、生活困窮家庭を支える地域支援が今後ますます重要となると考えられる。

子どもの貧困には、経済的な生活困窮にとどまらず、将来の見通しの持てなさや貧困の連鎖、「子どもの権利」侵害、社会的排除など多くの課題が複合的に関連している。日本という枠組みを離れ、アジア各国の貧困対策政策、および貧困対策のソーシャルワークを比較検討することで、今後の日本における「

子どもの貧困」への新たな方向性が見いだせるものとする。

成果としては、まず、日本も含めた対象となる国々の「子どもの貧困」対策の施策とソーシャルワーク実践を整理し、その結果を報告書にまとめた。報告書そのものの入手については、社会事業研究所にお問い合わせ願いたい。また、併せて、報告書はPDF化しているので、研究代表者にお問い合わせいただければメールにて送付させていただくことは可能である。これらのことで、この成果を広く発信し、貧困対策のソーシャルワーク実践のための一助となることを願っている。

3 調査研究内容

(1) 調査研究の対象 国内、国外の子どもの貧困問題に関わっているソーシャルワーカー、研究者等に面接をした。

(2) 調査研究の方法

国際調査 諸外国の「子どもの貧困」、「生活困窮家庭」に関する文献研究をまえ、ネパール、ヴェトナム、マレーシア、シンガポール、インドネシアの「子どもの貧困」の現状及び対策としての社会的な政策、支援実践の調査を行った。特に、地域づくりを通して、いかに、「子どもの貧困」に対処していくかに焦点化していった。対象国は、アジアから選定した。職種は、ソーシャルワーカー、あるいはソーシャルワーカーと協働する研究者等であり、特に、特定地域での関わりを継続的に行っており、貧困地域において子どもたち（あるいは、地域における貧困家庭）を支えるコミュニティを構築している人に面接した。加えて、本研究の趣旨や目的を理解し、研究の趣旨に同意をいただいて、自身の経験を話していただける方を対象とした。

国内調査 対象地域は、本研究に関わる共同研究員にご協力いただける方々の中から選定した。選考方法は、縁故法である。実際に、「子どもの貧困」対策に関わっている方々を対象とした。対象地域あるいは被調査者の居住地は全国にわたっている。大阪西成地区の「子どもの里」、及び関東圏内のA区、B県等である。面接対象となる職種は、ソーシャルワーカーであり、特に、特定地域での関わりを継続的に行っており、国際研究同様、貧困地域において子どもたち（あるいは、地域における貧困家庭）を支えるコミュニティを構築している人に面接をした。加えて、本研究の趣旨や目的を理解し、研究の趣旨に同意をいただいて、自身の経験を話していただける方を対象とした。対象者が施設長でない場合は、施設長に対しても、同様の説明書を提示し、調査対象者以外の施設長からも同意書をいただいた。

(3) 調査研究に係る倫理的配慮

被調査者への面接における心理的負担等の侵襲性への配慮とともに、個人情報の保護を遵守する。なお、調査研究にあたっては、日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会に諮り、事前に審議いただいた。その許可をうけたうえで、調査を実施した（国際調査 日

本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会承認番号 17-0501 ; 国内調査 日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会承認番号 17-0801)。倫理委員会に提出した細かな面接時の実施要項及び留意点を記載した文書(説明文書、調査項目 等)、同意文書、同意撤回文書などは、報告書の巻末資料に掲載した。また、当該対象者に承諾を得た場合には、調査先及び調査対象者の固有名詞を本報告書に載せてよいことも、国際調査、国内調査ともに承認を得た。

(4) 調査研究項目及びスケジュール

調査研究項目については、複数回にわたる研究会を開催して精査していった。国際版(日本語版、英語版 報告書の巻末資料)、国内版の調査項目(報告書の巻末資料)がその成果である。ただ、実際の調査にあたっては、調査対象の特徴によって、柔軟に調査項目を精査し、短縮した調査、あるいは新たな調査項目を加える場合もあることを研究会等で確認した。

国際調査(英語版は、報告書の巻末資料 参照)

質問内容

1 現在のお立場と主な業務内容について簡単に構いませんのでお聞かせください。

2 貧困地域、あるいは貧困家庭への支援に関する質問

A 調査対象地域の特定

1) 貧困地域の中で、お互いに支え合ったり、情報提供などの有効な場を構築出来ている特定地域を教えてください。

そこでは、どのようなサービスが提供され、その地域の生活状況や構成メンバーの幸福度が上がったのかをこれから伺います。

2) ここでの「貧困地域」とは何を意味していますか。

- ・経済的状況はどのような状態でしたか。
- ・本来あるべき基本的な人権にかなう内容の生活がどのように排除されていましたか。
- ・子どもの権利が守られていない場合、どのような権利が侵害されていましたか。

B サービスの内容

1) その地域へのサービスや地域づくりの概要を教えてください。

2) 既存のサービスと新たに加えたサービスを教えてください。

3) どこに焦点を当ててサービス、支援を行ったのか、教えてください。

C サービスの期間

1) その支援アプローチの期間を教えてください。

D サービス前後の変化(支援者の立場から)

1) その支援の前後の変化を支援者の立場でお答えください。

E 地域活動の中心人物(支援者へ)

1) サービスの中心になって動いたのはどんな方ですか。

- 2) ソーシャルワーカー自体の生活者性（あなたはこの地域にどのように関わっていますか。）
- 3) ここで子どもたちのために動いている人たちの、専門職との違いあるいは専門職との関わりについて教えてください。
- 4) ここで専門職とはどなたですか。

G 支援前後の変化の特定のための項目

支援の前後でどのように変わりましたか？

1) 居住家族の貧困状況の変化

2) 子どもの貧困状況の変化

- ①食事の確保
- ②居住場所の確保
- ③安全、安心の確保
- ④教育
- ⑤児童労働

3) 子どもの権利擁護の観点からの変化

- ①虐待リスク
- ②生活の中でのネグレクトリスク
- ③医療ネグレクト
- ④教育ネグレクト
- ⑤基本的人権

H 前後の変化の家族や子どもの受け止め

地域で暮らしている中で、〇〇という地域づくりプロジェクトがはじまって、その前後でどのように生活が変わりましたか。そのことを家族や子どもはどのように受け止めていますか。

I 残された課題（支援者）

この地域での課題としてどのようなことが残っていますか。

J 幸福とは（支援者）

- 1)あなたにとって、地域の幸せとは何ですか。
- 2)支援のうえで、何を一番大事に考えていますか。

国内調査（なお、国内調査に関しては、以下の項目はあくまでも目安であり、実際の面接調査項目は調査者の裁量に任せられた。）

質問内容

- 1 現在のお立場と主な業務内容について簡単に構いませんのでお聞かせください。
 - 2 貧困（生活困窮）地域、あるいは貧困（生活困窮）家庭への支援に関する質問
- A 調査対象地域あるいは貧困家庭（生活困窮家庭）の概略

1) 生活困窮地域支援あるいは生活困窮家庭支援というアプローチ

生活困窮地域支援あるいは生活困窮家庭支援というアプローチの中で、対象となる地域の中で、お互いに支え合ったり、情報提供などの有効な場を構築出来ている場所や地域を教えてください。そこでは、どのようなサービスが提供され、そのことで、その地域の生活状況や構成メンバーの幸福度がどのようにあがりましたか。ここでの幸福度については、明確な定義があるわけではなく、ご自身のお考えをうかがうことが出来ればうれしいです。

関わっている地域の中で、「子ども食堂」や「学習支援の場」など、子ども達や家族の居場所となっているところがあれば、そこについてもお聞きできるとうれしいです。そこでは、どのようなサービスが提供され、そのことで、その地域の生活状況や構成メンバーの幸福度がどのようにあがりましたか。

2) ここでの「地域」とは何を意味していますか。

- ・経済的状況はどのような状態でしたか。
- ・本来あるべき基本的な人権にかなう内容の生活がどのように排除されていましたか。
- ・子どもの権利が守られていない場合、どのような権利が侵害されていましたか。

B サービスの内容

- 1) その地域へのサービスや地域づくりの概要を教えてください。
- 2) 既存のサービスと新たに加えたサービスを教えてください。
- 3) どこに焦点を当ててサービス、支援を行ったのか、教えてください。

C サービスの期間

その支援アプローチの期間を教えてください。

D サービス前後の変化（支援者の立場から）

支援の前後の変化を支援者の立場でお答えください。

E 地域活動の中心人物（支援者へ）

- 1) サービスの中心になって動いたのはどんな方ですか。
- 2) ソーシャルワーカー自体の生活者性（あなたはこの地域にどのように関わっていますか。）
- 3) ここで子どもたちのために動いている人たちの、専門職との違いあるいは専門職との関わりについて教えてください。
- 4) ここで専門職とはどなたですか。

G 支援前後の変化の特定のための項目

支援の前後でどのように変わりましたか？

- 1) 居住家族の貧困（生活困窮）状況の変化
- 2) 子どもの貧困（生活困窮）状況の変化
 - ①食事の確保
 - ②居住場所の確保

③安全、安心の確保

④教育

⑤児童労働

3) 子どもの権利擁護の観点からの変化

①虐待リスク

②生活の中でのネグレクトリスク

③医療ネグレクト

④教育ネグレクト

⑤基本的人権

H 前後の変化の家族や子どもの受け止め

地域で暮らしている中で、〇〇という地域づくりプロジェクトがはじまって、その前後でどのように生活が変わりましたか。そのことを家族や子どもはどのように受け止めていますか。

I 残された課題（支援者）

この地域での課題としてどのようなことが残っていますか。

J 幸福とは（支援者）

1)あなたにとって、地域の幸せとは何ですか。

2)支援のうえで、何を一番大事に考えていますか

インタビューガイド（報告書の巻末添付資料 参照いただきたい）

半構造化面接を想定し、簡潔な調査項目とした。

スケジュールとしては、1年間での成果報告に向けて、

I 期 研究目的、計画の精緻化、調査項目の選定と調査対象へのアクセス

II 期 調査の実施

III 期 調査結果の分析

IV 期 調査報告の作成

これら4期を1年間に配分し、計画的に研究を遂行した。

4 報告書の作成及び報告書のPDF化について

国際調査 及び 国内調査の成果については、報告書を作成し、併せて、PDF化し、CD-ROMでの配布を可能とした。

「平成29年度 日本社会事業大学社会事業研究所 共同研究—国際共同研究事業—報告書 『アジアにおける「子どもの貧困」への支援の国際比較研究—相対的・絶対的貧困を踏まえた「子どもの貧困」ソーシャルワークの展開に関する研究—』（研究代表者 藤岡孝志）（日本社会事業大学 社会事業研究所 平成30年3月30日）

5 調査研究者 所属・職・氏名

日本社会事業大学・教授・藤岡孝志

日本社会事業大学・准教授・内田宏明

日本社会事業大学・教授・木村容子

日本社会事業大学・准教授・有村大士

日本社会事業大学・教授・小原眞知子

日本社会事業大学・教授・金子恵美

日本社会事業大学・特任教授・北島英治

日本女子大学・教授・木村真理子

和泉短期大学・教授・平田美智子

文教大学・准教授・森恭子

長崎国際大学・専任講師・Virag Viktor

淑徳大学アジア国際社会福祉研究所・主任研究員・松尾加奈

目白大学・専任講師・宇野耕司

日本女子大学（日本学術振興会）・学術研究員・永野咲

日本社会事業大学・大学院博士後期課程・岩淵美和

日本社会事業大学・大学院博士前期課程・増田奈美